

取扱区分：「公開」

平成28年第4回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成28年4月8日(金) 午前10時00分～

於：周南市徳山保健センター 講義室3

平成28年第4回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成28年4月8日(金) 午前10時00分 ~ 10時45分

2 場 所 周南市徳山保健センター 講義室3

3 会議に付した議案

議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第13号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
報告第19号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	1件
報告第20号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	4件
報告第21号	非農地証明について	6件
報告第22号	農地法第18条の規定による合意解約通知について	1件
報告第23号	農業生産法人報告書の提出について	3件

4 出席委員

第2番	杉村龍男君	第3番	藤井和典君
第4番	梅田洋治君	第5番	椎木人志君
第6番	大江静人君	第8番	江波一男君
第9番	田中榮作君	第10番	野村一男君
第11番	藤井孝君	第12番	笠井保雄君
第13番	松岡清治君	第14番	藤井澄子君
第15番	大田幹代君	第16番	歳光時正君
第17番	杉村洋治君	第18番	藤井允雄君
第20番	山崎弘子君	第21番	林定子君

第22番 村 木 実 君 第23番 松 田 孝 行 君
第24番 山 崎 光 夫 君 第25番 水 井 規 雅 君
第26番 秋 貞 啓 子 君 第28番 有 馬 俊 雅 君
第29番 小 林 一 雄 君
第31番 岩 田 学 君 (職務代理者)
第32番 西 田 孝 美 君 (会長)

5 欠席委員

第 1 番 長谷川 和 美 君
第 7 番 弘 中 壽 君
第19番 福 田 栄 司 君
第27番 白 石 純 治 君
第30番 高 橋 恵 君

6 関係人

農林課 課長 中 村 光 男
農林課課長補佐 坂 本 俊 彦

7 事務局職員

局 長 茅 原 道 夫 次 長 藤 井 豊
次長補佐 吉 原 浩 子 書 記 桐 山 昌 栄

事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に先立ちまして、4月1日付けの人事異動についてご報告いたします。

【人事異動報告】

事務局次長

【次長挨拶】

事務局次長補佐

【次長補佐挨拶】

事務局長

続きまして、農林課で農業委員会と関係する職員におきましては、農林課より●●課長が来られておりますので、ご挨拶とご紹介等をお願いしたいと思います。それでは、●●農林課長さんよろしく願いいたします。

農林課

【課長挨拶・異動職員等紹介】

【28年度予算概要説明】

事務局長

農林課の皆様ありがとうございました。

それでは、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中27名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第1番 長谷川 和美 委員、第7番 弘中 壽 委員、第19番 福田 栄司 委員、第27番 白石 純治 委員、第30番 高橋 恵委員の5名でございまして周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長

おはようございます。それでは只今より、平成28年第4回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、

第3番、藤井 和典委員さん、第10番、野村 一男委員さんのご両名にお

事務局長

願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第12号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案3件でございます。

それでは、まず1番についてご説明いたします。申請地は●●地区の大字●●字●●●●に所在する農地の田、1筆の2,717平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作できないことにより譲り渡すとされ、譲受人は、以前より当該地を耕作しており、相手からの申出により今回、譲り受けて規模拡大をされるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は276アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転で、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、当面は水稻を耕作されることとあり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第24番

24番の●●です。第1番について去る4月3日、譲渡人と譲受人で現地に行き調査をしましたので、その結果をご報告します。申請地は、譲受人が平成25年4月から利用権を設定し耕作されていた農地で現地を確認したところ耕作され、よく管理されていました。譲渡人は高齢で後継者がいないため、自己管理に限界があることから譲り渡しをされることになったものです。一方、譲受人は、当該農地は利用権設定により耕作されていた農地であることや自己所有の農地に隣接しているため作業効率も良いことから、今回譲渡人からの所有権移転の申出に応諾をされたものでございます。譲受人は、自宅から申請地まで車で20分くらいの位置にありますが、もともと申請地近くに住んでおられた方で、現在その住宅と農業用倉庫があることから週末には帰ってこられ農作業をしておられます。また、譲受人は、農業に大変意欲的な方で、数年前から耕作困難な農家からの依頼を受け、農地の譲渡や利用権の設定により営農面積の拡大を図っておられるところです。こうした中で、譲渡人は、農地の管理の解消、そして一方、譲受人は農地の規模拡大が出来ることから今回双方の話がまとまったのものでございまして、何ら問題になることはないと思われまますのでよろしくご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●●字●●●に所在する農地の田、1筆の1,422平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、以前より譲受人からの申出により譲り渡すとされ、一方、譲受人は、経営規模の拡大を考えて自己農地周辺の農地を取得したいと考え譲渡人に申し出て了解を得たことから今回、譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、田植機、コンバイン等農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は37アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を耕作されることとであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全て

を満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第18番

18番の●●です。2番についてご報告をいたします。4月3日に両者に面談し、現地の調査を行いました。申請地は、ここ数年植え付けがされてなく保全管理されておりました。譲渡人は、自宅から非常に遠いほ場でありまして、譲受人は定年退職に備えて自宅前のほ場を求め規模拡大をしたいという事で両人の希望がかなったものです。元々この土地は、譲受人の一族が持っておりました土地でありますので元に戻ったということです。全ての要件を満たしていると認めたところです。以上で終わります。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●●●字●●●●に所在する農地の畑、5筆の2,346平方メートル、同じく字●●●●に所在する農地の田、4筆の4,300平方メートル、畑1筆の706平方メートル、同じく字●●●●に所在する農地の畑、2筆の73平方メートル、同じく字●●●●

に所在する農地の田、2筆の3,855平方メートル、同じく字●●に所在する農地の田、1筆の1,694平方メートル、合計、15筆の12,974平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲受人と譲渡人は親子関係で、譲渡人は高齢のため経営権を息子さんに譲り渡すとされ、譲受人は、父から農地の経営権を取得して農業経営を開始されるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、トラクター、田植機等農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思われまます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は129アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、使用貸借で、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を耕作される他花卉栽培等をされるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第17番

第17番の●●です。番号3について、去る4月3日に譲受人と現地で調

査いたしましたのでその結果をご報告いたします。まず譲渡人と譲受人は、事務局から説明がありましたように実の親子でございまして、譲受人は定年退職をして家族と一緒に実家に戻って来まして本格的に農業に取り組むために農地全てを譲り受けようとするものです。譲渡人の父親は現在88歳で足が悪く歩行が困難という事で実質的には数年前から譲受人が米作と花卉栽培をしておりました。申請地が15筆ありますが、●●●の1026-1、2は山奥にあり山野化しております。同じく1055、1056、1057は草刈りをした形跡がありますが、山中でもあり猪の被害がひどく今後、米や野菜などの栽培する予定はないという事でした。また、●●●の1113-1、1114、1119、1121は畑としてハウスが点在し花卉や野菜が栽培中で今後も同様に栽培を予定されておられます。●●●の1120-1、●●●の1151、1159-1、●●●の1129は米作をするとのことです。●●●の1123-1、1123-3は自己管理がされております。今後は米づくりと共にハウスにおけるユリ、りんどう、トルコキキョウ等の花卉類を栽培して農協、●●●花市場等に出荷する予定とのことです。現在もハウスにはトルコキキョウ、路地には、りんどう等が栽培されておりました。譲受人は、●●●の職員として永年花卉類の育苗にも関わり知識、経験とも豊富であり農業に対する意欲もありますので、また、農業機械も完備しておりますので農業経営をすることに何ら問題はありませんでした。以上、調査報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

事務局次長

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第13号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

議案書の3ページをお開きください。議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による許可申請は1議案1件でございます。それでは1番についてご説明いたします。

申請人は、●●市に居住し自動車販売修理業を営んでいます。

中古車などの台数が増え、現在の資材置場が手狭になり、事業所に隣接した申請地とその隣接地を併せて取得し一体的に活用するために今回の申請となったものです。

それではまず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●総合支所から北に約660メートルのところに位置し、県道●●●●線の西側となります。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●字●●●120番6、地目は田、地積は234平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図、平面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後にこちらが、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、都市計画法により、用途地域が第1種中高層住居専用地域に存在している第3種農地です。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、申請地は用途地域内であり、農地法施行規則第44条第3号に該当し、許可の対象となるものです。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりまして、適当

であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの确实性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、問題なしと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第12番

12番の●●です。1番について、去る4月1日、譲受人と現地で意思確認並びに調査、また、譲渡人は遠隔地のため電話確認したことを報告いたします。先程、説明がありましたように申請地は●●●●●地区で国道●号線●交差点から県道●●方面へ約150メートルくらい上った所に位置します。申請地は地目が田で234平方メートル、現況は耕作放棄地で雑草が生えていました。農地管理はしてあり、この農地は元々今回譲り受ける県道に面している宅地641.59平方メートルと一体の農地であったと思います。この宅地は、空き地ですが新幹線開通時の工事作業員宿舎として使用していたということで、今回合わせて875.59平方メートルを譲り受け一体利用するとのことで、譲渡人は遠方に住んでいるため今後も耕作管理ができないため売却したいとの理由です。また、譲受人は、自動車販売、修理、整備をする会社を経営していて、現在の中古車置場、資材置場が手狭になり探していたところこの申請地が隣接しており最適であることから譲り受けたいとの

ことです。なお、この申請地は手前の宅地とフラットのため造成は行わず草を刈ってそのまま一体利用したいとのこと。資金計画書、事業計画書、土地利用計画図も添付され被害防除計画書に添って調査しましたが何ら問題ないと思われま。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●●●委員さん。

第2番

2番●●です。利用計画図をもう一度よく見せてください。気になるのは油の流出、その他の対策等はできていますか。

第12番

そのような整備はしないということで聞いている。

第2番

周りに影響はないですか。中古車等を置くので油が漏れる可能性があるのではないか。対策ができていますかどうか。周りに影響がなければよいですが。また、下の田に流れないですか。

第12番

周りに影響はないと思います。下に田はないので大丈夫だと思います。

議長

許可書を渡す際に事務局から被害対策についてはしっかり対応していただくようお願いしたいという意見があったことを付け加えて伝えておいてください。

事務局

わかりました。

議長

他にございませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第13号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第19号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページをお願いいたします。報告第19号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は1件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第19号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第19号を終わります。

続きまして、報告第20号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページをお願いいたします。報告第20号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に

規定され、許可は不要とされているもので、今回は4件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第20号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第20号を終わります。

続きまして、報告第21号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページをお願いいたします。報告第21号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は6件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第21号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第21号を終わります。

続きまして、報告第22号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページをお願いいたします。報告第22号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を、ご説明いたします。

農地の賃貸借の解約等については、農地法第18条の規定により賃貸借の

当事者は、農業委員会の許可を受けなければ、賃貸借の解除ができないとされております。

一方、第18条第1項のただし書きの規定により、合意による解約が許可を要しないで行われた場合には、同条第6項の規定によりこれらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされております。

議案書のとおり、1件許可を要しない合意による解約が行なわれた旨の通知が、農業委員会に提出されました。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第22号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第22号を終わります。

続きまして、報告第23号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページをお願いいたします。報告第23号「農業生産法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農業生産法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は3件ございました。添付書類も含め完備しており、農業生産法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第23号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第23号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成28年第4
回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時45分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成28年4月8日

周南市農業委員会

会 長 西田孝美

委 員 野村一为

委 員 森井和典